

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年十月五日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第四十三号

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例（平成二十年佐賀県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号及び第二号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

佐賀県中小企業融資に係る事業再生のための措置に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第四十二条第一項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十七条の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>三 略</p>	<p>(求償権の放棄等の承認)</p> <p>第三条 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による承認の申請があった場合において、当該申請が次の各号に掲げる計画のいずれかに基づくものであり、かつ、地域経済の振興に資すると認めるときは、これを承認することができる。</p> <p>一 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第四十二条第一項の中小企業再生支援協議会の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業活力再生特別措置法第四十七条の規定により出資を行った投資事業有限責任組合の支援を受けて策定された再生に関する計画</p> <p>三 略</p>